

ハイブリッドダムの事業化に向けた 個別ダムのケーススタディに関する意見聴取（サウンディング型市場調査） 実施要領

1. 実施趣旨

国土交通省では、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水対策とともに、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を加速させるため、治水機能の強化と水力発電の促進の両立に加え、ダムが立地する地域の振興にも官民連携で取り組む「ハイブリッドダム」の取組を進めています。

この取組にあたっては、ダムにおける水力発電や地域振興への新規参入を含む多様な民間企業等と連携することで、水力発電の促進や、民間活力による地域振興の実現が可能と考えています。また、ハイブリッドダムを進める手法としては、既設ダムの運用高度化や既設ダムへの発電施設の新設・増設、ダムの改造や新規ダムの建設など様々な手法が考えられます。

この中で令和5年度は、既設ダムへの発電施設の新設・増設の事業化に向け、現在発電に利用されていないダム下流への補給水（利水や河川環境の保全等に利用）を活用することで増電が期待できる、国土交通省が管理する湯西川ダム（栃木県）、野村ダム（愛媛県）、尾原ダム（島根県）の3ダムを対象に、民間事業者等の参画方法や事業スキームについて検討を行うケーススタディを実施しています。

ケーススタディでは、発電施設の新増設の事業の実現可能性や事業スキームについて検討し、事業者の公募要領案を作成することを予定しています。今般、ケーススタディにおける現在の検討状況に基づき、対象ダムにおける水力発電事業の事業性等に対する民間事業者等のご意見をお聞きすることで、官民双方にとって有益な事業のあり方について検討を深化させることを目的として意見聴取（サウンディング型市場調査）を実施します。

国土交通省では、民間事業者等のご意見、ご提案を参考に、ケーススタディをさらに進めていく考えです。

（参考）サウンディング：事業発案段階や事業化段階において、新たな事業内容の提案を受け、事業内容に関する対話（質疑応答や意見把握等）を行うことで、主として事業化検討を進展させることを目的とした官民対話の手法

2. 実施概要

今回のサウンディングでは、「3. 参加者要件」を満たす法人又は法人のグループ等（以下、「民間事業者等」とする）を対象とし、「4.（2）意見を募集する事項」について、紙

面による意見聴取を実施します。参加を希望する民間事業者等は、以下に示す手順に則り、申込み及び意見提出を行ってください。なお、申込みを行った民間事業者等に対しては、「2. (4) 参考資料」に示す情報（一部は守秘義務対象資料）を提供しますので、意見提出にあたって参考としてください。

(1) 開催方法

【開催期間】令和5年7月24日（月）～9月8日（金）13時

【対象者】「3. サウンディング参加者要件」参照

【実施方法】「意見聴取シート」（様式3）の提出（Eメールへの添付）による意見募集

※ 「意見聴取シート」（様式3）の受領後、必要に応じて、個別対話（対面形式・WEB形式）のお願いをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

(2) 申込み方法

① 「エントリーシート」（様式1）及び「守秘義務に係る誓約書」（様式2）を記入し、Eメールへ添付の上、期限迄に以下のとおりご提出ください。

【申込期間】令和5年7月24日（月）～8月4日（金）13時

【申込方法】Eメールにて提出（Eメールアドレス：hqt-hybriddam@mlit.go.jp）

メール件名：【意見募集参加申込】ハイブリッドダム

メール添付：（様式1）エントリーシート

（様式2）守秘義務に係る誓約書

※ 複数の法人で構成するグループでの参加を申し込む場合は、グループを代表する法人（以下、「代表者」とする）が取りまとめて申込みを行ってください。「守秘義務に係る誓約書」（様式2）については、グループを構成する法人ごとに記入し、代表者がまとめて提出してください。

※ 申込みにかかる書類をEメールにて提出後、あわせて電話にて提出した旨の連絡をお願いします。

提出時の電話連絡先：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（本調査の委託先）

戦略コンサルティング部 官民連携イノベーションチーム

電話番号：03-5281-7575

※「ハイブリッドダム事業のサウンディングに関する確認電話」とお伝えください。

② 期限迄に申込みのあった民間事業者等に対し、「守秘義務に係る誓約書」（様式2）を受領後、意見をいただきたい検討内容に関する参考資料をEメールにて提供します（資料の提供は7月31日頃開始予定です）。参考資料を受領した民間事業者等は、「(3) 提出資料」に従い、意見提出を実施してください。（参考資料の受領のみを目的とした申込みは受け付けません。）

(3) 提出資料

申込み後に国土交通省より提供する参考資料を踏まえ、「意見聴取シート」(様式3)を記入し、Eメールへ添付の上、期限迄にご提出ください。記入内容にかかる詳細は「4. 意見を募集する内容」をご確認ください。

【提出期限】令和5年9月8日(金)13時

【提出方法】Eメールにて提出(Eメールアドレス:hqt-hybriddam@mlit.go.jp)

メール件名:【意見提出】ハイブリッドダム

メール添付:・(様式3)意見聴取シート ※必須提出

・その他関連資料(様式自由) ※任意提出

意見提出にかかる書類をEメールにて提出後、あわせて電話にて提出した旨の連絡をお願いします。

提出時の電話連絡先:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社(本調査の委託先)

戦略コンサルティング部 官民連携イノベーションチーム

電話番号:03-5281-7575

※「ハイブリッドダム事業のサウンディングに関する確認電話」とお伝えください。

- ※ 全ての事項について記載ができない場合は、可能な範囲で記載いただければ結構です。
- ※ その他関連資料は任意提出としますが、必要と考えられる資料(意見や提案の内容を補足する資料、提案内容に関連する過去の取組や投資実績に関する資料等)がある場合は、あわせてご提出ください。
- ※ サウンディングの実施結果の概要として公表することが不可である秘密情報(地域振興の方策や売電方法等、民間事業者等の固有のノウハウを含む提案内容等)については、該当箇所にその旨を表示してください。
- ※ 民間事業者等から提供された情報の取扱いについては「6. 留意事項(4)情報の取扱い」をご確認ください。

(4) 参考資料

申込み後に国土交通省より提供する参考資料は、以下に示す4点を予定しています。

- ① ダム概要
- ② 流況
- ③ 発電設備の整備・運転条件等
- ④ 地域振興に活用可能な土地等の情報

資料の一部は守秘義務対象資料として提供する予定です。当該資料の扱いについては申込み時に提出する「守秘義務に係る誓約書」(様式2)に従ってください。

なお、これらの守秘義務対象資料はサウンディングへの参加申込みをした民間事業者等に対し提供するものですが、同民間事業者等は、サウンディングへの意見提出に必要な場合に限り、自らの関連会社や協力会社、金融機関、アドバイザー等及びこれらになろうとする者（以下、「第二次被開示者」とする。）に対して、提供を受けた守秘義務対象資料を開示することを認めます。

第二次被開示者への守秘義務対象資料の開示を希望する民間事業者等は、すべての第二次被開示者に対して、自らが国土交通省水管理・国土保全局に対して負うのと同様又はそれ以上の守秘義務及びその他の義務を自らに対して負わせる必要があります。第二次被開示者がこれらの義務に違反した場合は、当該第二次被開示者に対し守秘義務対象資料を開示した民間事業者等が、提出された「守秘義務に係る誓約書」（様式2）に違反したものとみなします。

詳細については「守秘義務に係る誓約書」（様式2）を併せて参照してください。

3. 参加者要件

(1) 参加要件

水力発電事業または水力発電を行うダムが立地する地域の地域振興に関する事業に参画する意向を有する民間事業者等とします。

※ 治水・水力発電・地域振興を一体的に実施するハイブリッドダムを事業化する際には、民間事業者等が事業者となって発電施設の整備や地域振興を実施いただくことを想定しており、サウンディングでは事業者として参画する意思がある者の参加を期待しています。

（なお、今回のサウンディングに参加した事をもって、必ずしも今後の事業への参画を求めるものではありません。）

(2) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングの対象者として認めないこととします。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
- ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 参加要件に適合しないと認める場合

4. 意見を募集する内容

(1) ケーススタディの検討状況

今年度実施している湯西川ダム（栃木県）、野村ダム（愛媛県）、尾原ダム（島根県）の3ダムを対象としたハイブリッドダムの事業化に向けたケーススタディでは、各ダムに水力発電施設を新增設することを前提として、発電施設の要件や官民連携方策にかかる検討を行っています。

下表は、ケーススタディにおける現時点での事業条件等の考え方や素案を示したものです。意見提出にあたっては、下表及び参加申込みをした民間事業者等に提供する参考資料に基づいた検討をお願いします。

| 主な項目 | 現在の検討状況 | | | | |
|------------|---|-------|---|------|---|
| ① 対象ダム基本情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● ダム概要（図面、基本諸元、写真）及び流況について参考資料にて提示。 | | | | |
| ② 発電条件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発電設備の整備条件（立地、発電規模等）について参考資料にて提示。 ● 下流への補給水を使用した従属発電を想定。 | | | | |
| ③ 業務範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的な業務について、以下の分担を想定： <table border="1" data-bbox="783 1081 1351 1469"> <tr> <td data-bbox="783 1081 858 1323">事業者</td> <td data-bbox="858 1081 1351 1323"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電施設の整備・維持管理・運營業務 ・ 売電業務 ・ 地域振興事業 ・ 任意事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1323 858 1469">国</td> <td data-bbox="858 1323 1351 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの運用（放流に関する判断を含む） ・ ダムの保守点検、修繕等 </td> </tr> </table> ● 既設管理用発電設備があるダムにおける当該設備の維持管理・運營業務の扱いについては、サウンディングの結果も踏まえて今後検討予定。 | 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電施設の整備・維持管理・運營業務 ・ 売電業務 ・ 地域振興事業 ・ 任意事業 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの運用（放流に関する判断を含む） ・ ダムの保守点検、修繕等 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電施設の整備・維持管理・運營業務 ・ 売電業務 ・ 地域振興事業 ・ 任意事業 | | | | |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの運用（放流に関する判断を含む） ・ ダムの保守点検、修繕等 | | | | |
| ④ 事業手法 | <ul style="list-style-type: none"> ● ダム毎に以下の事業手法を想定： <table border="1" data-bbox="783 1709 1351 1998"> <tr> <td data-bbox="783 1709 895 1854">湯西川ダム</td> <td data-bbox="895 1709 1351 1854">管理用発電設備設置済みのため、河川法に基づく許可工作物の占有者の公募とすることを想定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1854 895 1998">野村ダム</td> <td data-bbox="895 1854 1351 1998">管理用発電設備設置済みのため、河川法に基づく許可工作物の占有者の公募とすることを想定。</td> </tr> </table> | 湯西川ダム | 管理用発電設備設置済みのため、河川法に基づく許可工作物の占有者の公募とすることを想定。 | 野村ダム | 管理用発電設備設置済みのため、河川法に基づく許可工作物の占有者の公募とすることを想定。 |
| 湯西川ダム | 管理用発電設備設置済みのため、河川法に基づく許可工作物の占有者の公募とすることを想定。 | | | | |
| 野村ダム | 管理用発電設備設置済みのため、河川法に基づく許可工作物の占有者の公募とすることを想定。 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|------|---|------|-------------------------------------|
| | <table border="1" data-bbox="783 271 1353 412"> <tr> <td data-bbox="783 271 895 412">尾原ダム</td> <td data-bbox="895 271 1353 412">管理用発電設備未設置のため、管理用発電事業の委託（PFI 事業等）とすることを想定。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● ただし、いずれのダムに関しても、発電量や採算性等の見込み次第で他の事業手法も検討する。 ● | 尾原ダム | 管理用発電設備未設置のため、管理用発電事業の委託（PFI 事業等）とすることを想定。 | | | | |
| 尾原ダム | 管理用発電設備未設置のため、管理用発電事業の委託（PFI 事業等）とすることを想定。 | | | | | | |
| ⑤ 事業期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● ダム毎に事業手法を踏まえ以下の事業期間を想定： <table border="1" data-bbox="783 703 1353 1234"> <tr> <td data-bbox="783 703 895 893">湯西川ダム</td> <td data-bbox="895 703 1353 893">事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合、流水占用の許可期間である20年とすることを想定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 893 895 1084">野村ダム</td> <td data-bbox="895 893 1353 1084">事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合、流水占用の許可期間である20年とすることを想定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1084 895 1234">尾原ダム</td> <td data-bbox="895 1084 1353 1234">事業手法としてPFI手法等を採用する場合、20年以上とすることを想定。</td> </tr> </table> ● ただし、いずれのダムに関しても、事業手法に応じて異なる期間とすることも検討する。 | 湯西川ダム | 事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合、流水占用の許可期間である20年とすることを想定。 | 野村ダム | 事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合、流水占用の許可期間である20年とすることを想定。 | 尾原ダム | 事業手法としてPFI手法等を採用する場合、20年以上とすることを想定。 |
| 湯西川ダム | 事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合、流水占用の許可期間である20年とすることを想定。 | | | | | | |
| 野村ダム | 事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合、流水占用の許可期間である20年とすることを想定。 | | | | | | |
| 尾原ダム | 事業手法としてPFI手法等を採用する場合、20年以上とすることを想定。 | | | | | | |
| ⑥ 参加資格要件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主な参加資格要件として以下を想定： <table border="1" data-bbox="783 1379 1353 1955"> <tr> <td data-bbox="783 1379 1353 1809"> 対象事業と同種または類似の事業の実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業：ダムにおける水力発電設備の工事及び運営 ・類似事業：ダム以外での水力発電設備の工事及び運営 （複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすこと） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1809 1353 1955"> 提案する発電設備の仕様等に応じて、ダム水路主任技術者・電気主任技術者の確保ができること。 </td> </tr> </table> ● 国土交通省が発注した「ハイブリッドダムに | 対象事業と同種または類似の事業の実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業：ダムにおける水力発電設備の工事及び運営 ・類似事業：ダム以外での水力発電設備の工事及び運営 （複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすこと） | 提案する発電設備の仕様等に応じて、ダム水路主任技術者・電気主任技術者の確保ができること。 | | | | |
| 対象事業と同種または類似の事業の実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業：ダムにおける水力発電設備の工事及び運営 ・類似事業：ダム以外での水力発電設備の工事及び運営 （複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすこと） | | | | | | | |
| 提案する発電設備の仕様等に応じて、ダム水路主任技術者・電気主任技術者の確保ができること。 | | | | | | | |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>係る事業計画検討業務」の受託者及びその協力会社並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。）でないこと。</p> |
| <p>⑦ ダム管理費等の負担</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 許可工作物の占有者の公募とする場合、参画の容易性、既存利水者との公平性等の観点から総合的に検討し、ダム管理費等の負担に関し適切な方法を設定予定。（考え方についてはサウンディングの結果も踏まえて今後検討予定。） |
| <p>⑧ 地域振興の方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 国からの対価支払はせず、事業者の独立採算により実施することを想定。 ● 地域振興事業に利用可能なダム周辺用地等について参考資料にて提示。ただし、地域振興の方法は提示した土地の活用に限定しない。 ● 事業者の提案をダム管理者・地元自治体・外部有識者を交えて評価することを想定。 ● 事業者公募時に評価項目の一つとして地域振興を規定して評価し、契約時に事業者・ダム管理者・地元自治体で基本協定を締結することを想定。 |
| <p>⑨ リスク分担</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 治水のために当初想定していなかった操作等を行うことに伴って生じるダム関連業務及びリスクは国の負担事項とする。 ● その他のリスク分担についてはサウンディングの結果も踏まえて今後検討予定。 |
| <p>⑩ 売電方法又は電力の使用方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● サウンディングの結果も踏まえて今後検討予定。 |

| | |
|--------------|--|
| <p>⑪ その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 水利権の許可手続きの詳細については、今後提示予定。(事業手法として河川法に基づく許可工作物を採用する場合は、事業者が水利権の登録手続きをする必要があります。事業手法としてPFI手法等を採用する場合は、所有権の関係等によって水利権の登録手続きが必要となる場合があります。) ● 系統連系の接続契約の扱いについては、サウンディングの結果も踏まえて今後検討予定。 ● バックアロケーションの扱いについては、サウンディングの結果も踏まえて今後検討予定。 |
|--------------|--|

(2) 意見を募集する事項

本サウンディングでは、特に以下の項目について、民間事業者等の意見を募集します。サウンディングに参加する民間事業者等は、前項及び申込み後に受領する参考資料の内容を踏まえ、以下の項目に関する意見等を「意見聴取シート」(様式3)に記入し提出してください。

なお、意見等の記載にあたっては、その背景・目的や、付随するメリット・デメリット、課題等についても併せて記載するようお願いします。

また、本サウンディングで提出する意見や提案が、後のサウンディングや事業公募における意見や提案と異なることがあっても、問題ありません。

① 事業者としての参画意欲

① 対象ダムの施設・立地・運用等に関する情報提供

i) 事業への参画を検討するにあたって提供を希望する情報

② 発電条件

i) 発電設備の整備条件に関する意見・提案

ii) 発電設備の運営条件に関する意見・提案

③ 業務範囲

i) 既存管理用発電設備がある場合、当該設備の扱いに関する要望

ii) 事業者の業務に関する要望(追加又は変更すべきもの等)

iii) 国の業務に関する要望(国の業務とすべきもの等)

④ 事業手法

i) 希望する事業手法(許可工作物の占有者として実施する商用発電事業、PFIによる管理用発電事業等)とその理由

- ii) 前項で PFI 手法を希望する場合、事業方式（主に施設所有形態等）に関する要望とその理由
- ⑤ 事業期間
 - i) 希望する事業期間とその理由
- ⑥ 参加資格要件
 - i) 参加資格要件に関する要望とその理由
- ⑦ ダム管理費等の負担
 - i) （商用発電事業とする場合）民間事業者等に課すダム管理費等の負担方法に関する要望
- ⑧ 地域振興の方法
 - i) 地域振興策として想定される内容または方向性
 - ii) 地域振興における国や地域の関与に関する要望
- ⑨ リスク分担
 - i) 重視するリスクに関する要望とその理由
- ⑩ 売電方法
 - i) 想定する売電方法又は電力の使用方法
 - ii) 売電方法及び事業性の検討に必要な情報
- ⑪ その他（自由記述）

5. 発電施設新增設の検討の進め方

本ケーススタディでは、湯西川ダム、尾原ダム、野村ダムの3ダムについて、発電施設の新増設等に参画の意向のある民間事業者等の意見聴取を行った上で、発電施設の新増設等の事業の実現可能性やスキームを検討し、事業者の公募要領案を作成する予定としており、本サウンディングの結果はこの検討において参考とさせていただきます。

3ダムのケーススタディにおいて、公募の条件等をさらに具体化するにあたり、再度サウンディング等により民間事業者等のご意見を聴取させて頂くことも検討しています。

また、令和6年度以降に事業に参画する民間事業者等の公募を行うダムについては、令和5年度に行う3ダムについてのケーススタディの結果も踏まえ、ケーススタディの対象としている3ダム以外のダムも含めて検討していきます。

6. 留意事項

(1) 費用

サウンディングへの参加に要する一切の費用（資料作成、交通費等）について、参加した民間事業者等の負担とします。

(2) 実施結果の公表

- ・ サウンディングの実施結果等の概要をホームページ等で公表することを想定しています。
- ・ 公表にあたっては、「意見聴取シート」(様式3)に記載の内容を個社名等が特定されない形で活用してご意見やご提案の概要を示すことを想定しています。公表することが不可である秘密情報(地域振興の方策や売電方法等、民間事業者等の固有のノウハウを含む提案内容等)がある場合は、「意見聴取シート」(様式3)にて該当箇所につきその旨を表示してください。

(3) 本サウンディングに関する問い合わせ

- ・ 本サウンディングに関する問い合わせは、「7. 担当及び連絡先」までお願いします。
- ・ 本実施要領及び参考資料を通じて示す情報や意見提出に際し確認したい事項等について、「7. 担当及び連絡先」以外の関係各所へ問い合わせることは控えてください。

(4) 情報の取扱い

- ① 民間事業者等から提供があった情報は、本検討のために使用します。
- ② 民間事業者等から書面等で提供された情報のうち、秘密である旨が表示された情報については、秘密情報として取り扱います。秘密情報については、秘密として管理するものとし、本検討以外の目的に使用しません。
- ③ 民間事業者等から提供を受けた秘密情報については、情報を漏洩し、又は事前の書面による承諾なくして、本業務の委託先を除き、第三者に開示しません。
- ④ なお、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除くものとします。
 - 一 民間事業者等から提供があった時点で、国土交通省が既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - 二 民間事業者等から提供があった時点で、既に公知又は公用である情報
 - 三 民間事業者等から提供した以降、公知又は公用となった情報
 - 四 国土交通省が民間事業者等からの提供とは無関係に独自に取得、開発又は想像した情報及び正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(5) その他

本サウンディングへの参加実績は、今後、ハイブリッドダムを事業化する際の参加者選定における評価の対象にはなりませんので、ご注意ください。

7. 担当及び連絡先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

ハイブリッドダム事務局(吉井、田住)

【住所】〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

【電話】03-5253-8111(内線:35352、35374)

【メール】 hqt-hybriddam@mlit.go.jp